

平成 22 年度第 1 回長野県文化財保護審議会（議事録）

開催日時 平成 22 年 9 月 2 日（木）

午後 3 時 15 分～ 4 時

会 場 長野県庁 3 階特別会議室

1 開 会

山内文化財係長

ただ今から、平成22年度第 1 回長野県文化財保護審議会を開会いたします。

はじめに、長野県教育委員会 山口利幸教育長からごあいさつを申し上げます。

2 山口教育長あいさつ

開会に先立ちまして、一言、ごあいさつ申し上げます。本日は平成22年度第 1 回目の長野県文化財保護審議会でございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から、本県の文化財保護行政に、格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに対し、心より御礼申し上げます。また、審議会開催に当たりましては、日程調整に大変ご迷惑をおかけしているところではございますが、委員の皆様、それぞれ大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、文化財保護行政を進めております県教育委員会といたしましては、地域の文化的・歴史的資産の確実な継承を図るため、委員の皆様のご支援をいただきながら、文化財の指定、さらには文化財の整備活用・修理等の支援を進めているところでございます。

特に、今年度におきましては、県予算で、国関係文化財に対する県費嵩上げ補助金について、補助対象事業を一部拡充し、予算を増額したところであります。あわせて、県関係文化財についても予算を増額し、文化財の保護・活用を支援しているところであります。また、市町村等と修理等の計画段階から綿密な連携を取り、国との調整を進め、国庫補助金の確保並びに申請手続き等が円滑に行われるよう、側面的な支援の

充実も図って参りたいと考えております。

さて、本日は、県宝への指定につきまして、3件のご審議をお願いいたしております。また、新たな県宝等の指定に向けまして、2件の諮問を予定しております。午前からの各部会審議に引き続きまして、長時間に及び日程でございますが、どうぞ宜しくご審議いただきますようお願い申し上げます、ごあいさつといたします。

3 後藤会長あいさつ

山内文化財係長

続きまして、長野県文化財保護審議会 後藤会長からごあいさつを御願いたします。

後藤会長

最近、文化庁関係で委員を依頼されることが増えています。委員の中身ですが、建造物のNPOによる活用事業、歴史まちづくり法に伴う歴史的風致の維持向上計画に係わるもの、地域伝統文化財活性化事業に係わるもの、どちらかという文化財の保存より活用に重点を置いた事柄が増えてきており、近年は文化財の保存はもとより活用に注目があつまってきている時代ではないかと感じています。国はもちろん積極的な活用の主役は地方公共団体でありまして、そのためには市町村、県も文化財保護行政はもちろんですが、有形文化財部会では県の歴史館が積極的に活用等にいろんな役割を果たしていくべきという話がでておりました。

また、無形・民俗文化財部会では基準の改正ということで、改正の内容はより観光関係と結びつきやすい民族技術に係る指定の幅を広げられるような改正であります。今後行政はもちろんですが、特に県立歴史館、市町村の資料館等の文化財の活用に係わる施設との連携をとれるような県の政策、そこに所属している専門職員が有効に働き得るような政策、例えば条例改正も必要なことかもしれませんが、それが今後求められてきている時代になってきているのではないかと思います。国はなかなか重い腰を上げて文化財保護の活用に大きくシフトしていませんが、これからは地方の時代ですから、県が国に先んじて手を打っていただけるようなことが求められているのでは

ないでしょうか。

今日、これから指定の答申、また諮問が行なわれる物件にも、県博、資料館等を利用して活用が望まれるような物件が含まれていると思いますので、ご審議をよろしくお願いします。

山内文化財係長

山口教育長でございますが、公務の関係から、ここで退席させていただきますのでよろしく願いいたします。

(教育長退席)

4 会議成立報告

山内文化財係長

本日の委員出席状況について申し上げます。審議会委員15名中14名と原田臨時委員さんの15名の御出席でございます。長野県文化財保護条例第42条第2項の規定により、委員の過半数の出席を頂いておりますので、本日の会議の成立についてご報告いたします。

それでは、議事に移ります。

会議の議長につきましては、長野県文化財保護条例第42条第1項により、会長が議長となる旨規定されておりますので、議事の進行につきましては、後藤会長さんをお願いいたします。

後藤会長

それでは、私が議長を務めさせていただきます。

議事が円滑に進みますよう、委員各位の皆様のご協力をお願いいたします。

初めに、本日の議事録署名人を指名いたします。

会田委員さん、亀山委員さんをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、審議会の傍聴者による会議の撮影、録音について、従来より、事前に皆様に

お諮りしたうえで認めてきたところです。

本日もこれを許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

御異議ありませんので、傍聴者による会議の撮影及び録音についてこれを許可します。

それでは、前回までに本審議会に諮問された案件について審議したいと思います。

初めに、^{もくぞうでんほつとうこくしざぞう}「木造伝法燈国師坐像 1 軀」について、ご審議をお願いします。

この案件につきましては、武笠委員さんから説明をお願いいたします。

5 答申文化財の審議

武笠委員

(1) 概観の説明

今回は、次の開善寺の指定と合せましていわゆる頂相彫刻が指定対象です。

^{もくぞうでんほつとうこくしざぞう}木造伝法燈国師坐像 1 軀 安養寺 から説明いたします。資料の調査票 2 頁から 5 頁まで、6 頁に写真 3 頁の 7 の概観を中心にしまして説明させていただきますので合せてご覧いただきながらと思います。

安養寺開山堂に安置される開山法燈国師像と伝えられる頂相彫像である。安養寺(臨濟宗妙心寺派)は、弘安年間(1278~88年)頃に法燈国師覚心或いは心地覚心により開かれ、その後貞治年間(1362~68年)に大歇勇健(正眼智鑑禅師)が中興したと伝えられる(『信濃宝鑑』)。法燈国師無本(心地)覚心は現松本市の出身の臨濟宗の高僧です。

彼の呼称は、道号が無本、法諱が覚心、心地は房号であり、没後の元徳2年(1330)に後醍醐帝より法燈円明国師と追諡されている。無本(心地)覚心はそのような訳ですが、国及び県のこれまでの禅僧彫刻の指定名称を例に習いまして尊称としての諡名を採用することといたしました。

本像は禅定印を結ぶ一般的な頂相彫像の姿で、像高 82.0 cmを測る等身像であります。檜材の寄木造りで、彩色・盛上げ文様を施し、玉眼を嵌入します。その優れた作風から南北朝室町期の 14 世紀後半頃の制作と思われれます。本像は県内の他の頂相彫像に比べて若干大きめで開山の肖像たるにふさわしい堂々たる姿を示しております。

本像のような禅僧の肖像彫刻を頂相彫刻と呼んでいます。「ちんそう、ちんぞう」とも言いますが、本来禅僧の肖像画で法の継承の証し、印可証明として師が賛文を添えた自らの肖像を弟子に渡したものであります。そうした画像の頂相と同じ形式の彫像を頂相彫刻と呼んでおります。法燈国師の頂相は画像・彫像ともに比較的多くの作例が知られております。特に彫像は、頂相彫刻の代表作とも言うべき広島・安国寺像（建治元年〔1275年〕納入品）和歌山・興国寺像（永仁元年〔1293年〕87才の寿像）があり、生前の姿を写したものです。これらは国指定となっております。代表作です。それらは細面で頬がこけ眉が長く伸びた老貌で、禅宗史上著名な高僧が齢を重ねた最晩年の姿を如実に物語る克明な描写がみられております。

それらに比べ、本像は壮年の相でかつかなり形式化した表現になっており、太めの体軀とも併せて印象が異なります。このあたりが、伝承、「伝」を付した理由であります。比較的面長な顔立ちに加えて、薄い唇とその周りの様子などは国師のそれに近く、壮年期の国師の風貌を伝える作風として積極的に評価したいと考えております。本像が安養寺の精神的支柱として開山堂に安置しこれを顕彰されこととしますと、本像を造らせた人として注目されてくるのが当寺中興の大歇だいけつゆうけん勇健しゅうげん ちがんです。正眼ぜんげん智鑑ちがん禅師ぜんじだいけつゆうけん大歇だいけつゆうけん勇健しゅうげん ちがん（1331～83年、以下「勇健」と称す）は、伊那の人で、国師の孫弟子に当たる人です。すでに法燈円明国師と追諡されていた高僧覚心の肖像は、安養寺の安定とさらなる寺勢興隆に不可欠なものであったに想像されます。おそらくこうした祈願を込めて勇健が貞治年間（1362～68年）からその没年（1383年）頃の間本像を造立させたのではないかと考えられます。

（２）指定理由及び根拠

県内の中世にさかのぼる頂相彫刻には、本像の他に、上田市・安楽寺惟仙和尚像、恵仁和尚像（ともに嘉暦4年〔1329年〕銘、国指定）、飯島町・西岸寺大覚禅師（蘭溪道隆）像（県宝）、飯田市・開善寺大鑑禅師（清拙正澄）像であります。その中で本像は堂々たる大きさでかつ優れた出来栄を示して見応えがあり、像主の禅宗史にお

ける重要性は高く、これら4例に並ぶ貴重な作例といえます。また法燈国師の頂相研究上の意義も高く、県宝指定に相応しいと思われます。

指定の根拠は長野県宝指定基準のうち(1)絵画及び彫刻のア、各時代の遺品のうち製作優秀なもの。以上でございます。

後藤会長

只今の説明につきまして、質疑等がございましたら順次発言をお願いします。

後藤会長

現状の保管状況はいかがですか。保管されている場所と公開されている状況はどうでしょうか。

武笠委員

開山堂に保管されておりまして保管状況は良好です。公開状況は、願いをすれば見せてもらえます。

後藤会長

それでは本件を長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定します。

続きまして、もくぞうだいかんぜんじざぞう「木造大鑑禅師坐像 1 軀」について、ご審議をお願いします。この案件につきましても、武笠委員さんから説明をお願いいたします。

武笠委員

(1) 概観の説明

もくぞうだいかんぜんじざぞう「木造大鑑禅師坐像 1 軀」飯田市 開善寺の所有でございます。8 頁から調査票があります。12 頁に写真がございます。これも 12 頁の 7 概観を要約したものを説明させていただきます。

飯田市の開善寺の開山堂に安置される、開山大鑑禪師清拙正澄^{だいかんぜんじせいせつしょうちよう}の頂相彫刻です。大鑑禪師清拙正澄（1274～1339年、以下「清拙」と呼ぶ）は、嘉暦元年1326年に来日した元の高僧で、北条得宗家の支持を得て、鎌倉・建長寺、円覚寺等の住持を歴任し、さらに元弘3年（1333年）に上洛して建仁寺、南禅寺の住持となるなど顕著な活動を示した高僧です。後に臨済宗大鑑派の祖と仰がれ、非常に有名な渡来僧です。開善寺（臨済宗妙心寺派）は寺伝によれば小笠原貞宗^{さだむね}（1292?～1347年）が建武2年（1335年）に清拙を招いて開いた寺とされとされております。これは最近では別な説もあります。その後、当寺は室町幕府の支持を得て大いに興隆いたしました。清拙没後、その遺言で開善寺住持を継いだのは、高弟中山清闇^{ちゅうざんせいあん}（建仁寺49世）でありまして、文和4年（1355年）に開善寺に梵鐘（県宝）を鑄造しております。

本像は像高（坐高）72.0cmを測る等身よりやや小さめの坐像で、腹前で禅定印を結び、一般的な頂相の姿です。檜材の寄木造りで彩色を施し、玉眼を嵌入します。面貌表現などの写実的な作風から、鎌倉・南北朝期にさかのぼる制作と推定されます。

清拙の肖像は少ないですが、いずれも南北朝期と思われる画像が開善寺本等3幅知られている。彫像では中世にさかのぼるのは本作のみです。本像の面貌は画像のそれに大変よく似ており、清拙の像とみて疑いのないところです。

その作風はやや形式化しており、生前の姿を写しての寿像とはみなしがたいところです。おそらく開山清拙を失なった開善寺にあったその弟子たちが、開山の顕彰と当寺及び一門の興隆祈願のために本像を造立し、開山堂に安置して結束の要としたかと推察されます。となりますと、その制作年代は、清拙没後ほどないある時期、寺の歴史から推せば後継いだ中山が梵鐘を鑄造した文和4年（1355年）頃が注目されます。像の作風からみても14世紀後半のある時期とみるのが妥当でありましょう。

（2）指定理由及び根拠

清拙の中世にさかのぼる頂相彫像は、本像のみでありまして、かつその出来栄も優れており、造形的にも歴史的にもその価値は非常に高いものと思われまます。

県内の中世にさかのぼる頂相彫刻には、先ほども説明いたしましたが、上田市・安楽寺惟仙和尚像、恵仁和尚像（ともに嘉暦4年〔1329年〕銘、国指定）、飯島町・西岸寺大覚禅師（蘭溪道隆）像（県宝）、佐久市・安養寺伝法燈国師（心地覚心）像です。

本像は、像主の禅宗史における重要性が高く、かつその出来栄も優れており、これら4例に並ぶ貴重な作例といえます。県宝指定に相応しいものと思われま

す。指定基準は長野県宝指定基準のうち（1）絵画及び彫刻のア、各時代の遺品のうち製作優秀なもの、イ 歴史上特に意義がある資料となるものです。清拙は間違いなく清拙と見られますので、歴史的意義も含めてよいだらうと考えたわけです。

以上でございます。よろしく申し上げます。

後藤会長

只今の説明につきまして、質疑等がございましたら順次発言をお願いします。

こちらの公開状況はいかがでしょうか。

武笠委員

本堂の奥の間に安置されておりまして、こちらをお願いをすれば見せてもらえます。

原田委員

10頁2行目に「鎌倉・南北朝期にさかのぼる制作と推定される」とありますが、鎌倉で本当にいいのでしょうか。

武笠委員

作風から見て、ひとまずそのあたりの頃が想定されるということをご理解いただきたいと思います。鎌倉末、南北朝、室町と14世紀位ということで、いろいろ考えていきますと、二代目の中山あたりの頃が推定されるという考えです。

後藤会長

他にご意見、ご質問はありますか。

それでは、本件を長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

それでは、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定します。

後藤会長

続きまして、「桜ヶ丘古墳出土品 64点」につきまして、ご審議をお願いします。

この案件につきましては、桐原委員さんから説明をお願いいたします。

桐原委員

(1) 概観の説明

桜ヶ丘古墳は松本市の浅間温泉にございます。丘陵の上に造られた円墳で竪穴式石室を内蔵しております。昭和30年に調査を受けましてそのうちの出土遺物の天冠だけが昭和44年に県宝の指定を受けました。その後、昭和62年に再調査がおこなわれ、その後出土品の大半が元興寺で保存修理がおこなわれ報告がなされました。その結果、出土遺物全てが古墳時代中期、5世紀の典型的な古墳出土資料であることがわかりました。

内容はほとんどが鉄製の武器・武具、若干の装飾品、玉、それだけで構成されていることがわかりました。長野県の武具、甲冑は鋌留めの甲冑と申しまして、鉄板を鋌で留めておりますが、桜ヶ丘出土品は革留め、革の紐で綴じられている、つまり制作年代が古い、一世代古いということがわかっております。そのような例は全国的にも数が少なく、長野県においても一、二例しか知られておりません。天冠は6世紀初頭になります。大和の国とは関係なく直接、韓国、朝鮮半島と結びつくのではなかろうかと今まで考察がされております。

(2) 指定理由及び根拠

桜ヶ丘古墳出土品は古墳時代の資料として、郷土史的にみましてもこれから考えなければならない幾つかの課題(武具類が伝世したのち、天冠と同時に埋納されたのか、別時期に追葬されたのか)が含まれていますが、武具・天冠の両者が同一古墳から出土した貴重な例として県宝指定に値するものであります。以上です。

後藤会長

只今の説明につきまして、質疑等がございましたら順次発言をお願いします。
こちらの公開状況はいかがでしょうか。

桐原委員

松本市立考古博物館に展示されております。

後藤会長

錆びてばらばらになったものを含めてでしょうか。

桐原委員

それは元興寺で全て保存修理が終わっております。

後藤会長

複製品は作られておりますか。

桐原委員

今のところ作られておりません。

後藤会長

先ほどの有形文化財・史跡部会では、錆びた状態も大事ですが、複製がないとなかなか理解しがたいものの複製が県博等で作られて積極的に公開活用できるような体制があるかないかで随分と県民の理解が変わるのではないかと、そういう議論がなされていたことを紹介させていただきます。

後藤会長

他にご意見ご質問等ありますでしょうか。

それでは、本件を長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定します。

後藤会長

以上で、本日答申を行う案件の審議を終了いたします。事務局から各委員に答申案を配布してください。

(事務局が「答申案」を配布)

後藤会長

答申案について、何かご意見ございますか。

(異議なし)

後藤会長

それでは、答申書を交付いたします。

(後藤会長から花岡文化財・生涯学習課長へ答申書を交付)

6 諮問文化財の審議

後藤会長

次に、新たな案件の諮問を受けたいと思います。

(花岡文化財・生涯学習課長は議長席横に移動、会長に諮問書を手渡す。)

(事務局が各委員に諮問書(写)を配布)

後藤会長

それでは、事務局から諮問書の説明をお願いします。

山内文化財係長

諮問案件の説明をさせていただきます。(2件の諮問書の説明)

只今、委員の皆様にお配りした諮問書に記載の件につきましては、8月26日に開催されました長野県教育委員会定例会におきまして、長野県文化財保護審議会に諮問することが決定されました。

内容は、長野県宝等の指定文化財予定2件でございます。

お手許に配布済の審議会の資料に概要を記載しておりますので、25ページをお開きください。

はじめに、「旧長野地方裁判所松本支部庁舎の 附 『門』1基及び『掲示板』1基」でございます。

「旧長野地方裁判所松本支部庁舎」はすでに昭和60年に県宝指定されておりますが、

今回は、附として『門』及び『掲示板』の諮問を行ったものでございます。所在地は、「松本市大字島立2196番地1」、所有者は、松本市で、構造形式及び諮問理由は記載のとおりでございますが、附として取り扱わせていただいておりますが、これら「門」及び「掲示板」は、和風裁判所庁舎と一体なり明治時代の地方裁判所の建築形式を伝えるものであり、本庁舎の建物とともに建築史上及び歴史上の価値が高いものと思われれます。27～29ページには写真、30ページに位置図、31ページに配置図を掲載しております。

次に、32ページをご覧ください。

長野県無形文化財に指定する文化財及びその保持者認定に係る諮問でございますが、「日本刀 宮入法廣」でございます。住所は、東御市八重原2番地339でございます。諮問理由は記載のとおりでございますが、これまでの刀匠としてのご活躍、そして、正宗賞の受賞ということもあり、卓越した作刀技術を保持されていると考えます。

34ページから35ページには写真を掲載しております。

以上、2件について、ただいま、諮問を行ったところです。ご審議宜しくお願いいたします。

後藤会長

只今、諮問されました2件につきましては、今後委員による調査を実施いたしまして、次回以降の審議会において、審議していただく案件でございます。

提案理由につきまして、質疑等がございましたら順次ご発言をお願いします。

(発言なし)

それでは、諮問された2件につきましては、担当委員の調査が済み次第、次回以降の審議会にて審議を行うことにいたします。

後藤会長

委員から何かありましたらご発言ください。

原田委員

日本刀のことに馴染みがないと思われれますので時間をいただいでご説明申し上げます。

す。長野県は中世以前にはあまり刀が生産されていません。ところが江戸時代の幕末、小諸に山村真雄、清磨という兄弟が生まれまして、特に清磨は天才といわれるくらいで、幕末の第一番の刀鍛冶といわれるほど有名な人で、今でも愛好家にとって人気の高い人です。それ以降、長野県は現代作家は刀剣王国といわれるほど刀鍛冶が生まれました。特に宮入法廣氏の伯父にあたる宮入行平さんが、若い年齢で人間国宝になりお弟子さんを多数養成されまして、お弟子さん達はベテランとして活躍され、孫弟子まで養成されている。現在、長野県には20名はおりませんが、上手な現代作家を代表する刀鍛冶が、この人以外にも何人かおられます。

正宗賞ですが、日本美術刀剣保存協会が昭和29年頃から新作刀の展覧会を開いておりまして、色々な賞があります。古くは高松宮賞、毎日新聞社賞と長く与えられてきましたけれど、ところがそれを何回か受賞すると無鑑査扱いになりまして、取り続けると若い人がなかなか賞がとれなくなりますので、8回ですがそれ以降は自動的に無鑑査になります。そうして後進に道を譲る形になりました。法廣氏が早くに頭角を現して39歳で無鑑査になりました。刀剣協会は別にコンクールの中に無鑑査を含め若い人の受賞した人を含め、特に突出した作品については正宗賞を出すことになって過去何人か受賞しています。必ずしも毎年ではなく特に注目されるものに授与されることになっています。正宗賞は平成14年前に出たきりで、最近出なかったのですが、ここに掲載されている作品が非常に良い出来栄えで正宗賞を受賞をしたという経過があります。県の基準としても内規に叶うということでご紹介がありましたように文化財の諮問にさせていただく次第でございます。そういう経過がございます。

後藤会長

その他、ご質問ご意見がございますでしょうか。

無いようですので、次回以降の審議会で審議を行うことにいたしたいと思います。

その他といたしまして何かございますでしょうか。

山内文化財係長

<事務局より次回日程調整について(省略)>

後藤会長

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。委員の皆様の御協力に対しまして、感謝申し上げます。

山内補佐

長時間にわたるご審議を大変ありがとうございました。ここで、花岡文化財・生涯学習課長から御礼のご挨拶を申し上げます。

7 閉 会

花岡課長

本日のご審議につきまして、一言御礼を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本日、長野県宝等の指定につきまして、長時間にわたり熱心なご審議をいただき、大変ありがとうございました。

本日答申をいただきました、「もくぞうでんほつとうこくしざぞう木造伝法燈国師坐像」、「もくぞうだいがんぜんじざぞう木造大鑑禅師坐像」、「さくらがおか桜ヶ丘古墳出土品 64点」につきましては、10月に開催されます教育委員会定例会におきまして指定決定されるよう、所定の手続きを進めさせていただきます。

なお、指定後は、県文化財として適切に保存されるよう努めてまいる所存でございます。会長さんからお話しがありましたようにできるだけ活用ができることを考えながら進めて参りたいと思いますのでよろしく申し上げます。本日、審議会に諮問をいたしました案件を担当されます委員さんにおかれましては、今後の調査等につきましてよろしくお願いいいたします。

審議委員さんの任期でございますが、平成22年9月19日に任期満了となりますが、8月26日の県教育委員会定例会におきまして、本日御出席の14名の委員さんの再任が承認されておりますので今後とも引き続き御指導を御願ひ致します。

なお、本日御欠席の塩澤委員さんにつきましては御都合によりまして今回の任期中で御退任になりまして、次回から後任としまして、成城大学文学部の松崎憲三委員にご就任いただくことになっておりますのでよろしくお願いいたします。委嘱状につきましては、大変恐縮ではございますが、後日、郵送させていただきます。本日は長い間のご審議をありがとうございました。

山内補佐

以上を持ちまして、平成 22 年度第 1 回長野県文化財保護審議会を閉会いたします。

平成22年9月2日

議事録署名委員 会田 進

議事録署名委員 亀山 章